

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年9月20日（水）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 河本雅也（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 駒田秀和（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石川さおり（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 建元亮太（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 大澤新一（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 山本明日香（東京弁護士会所属）
弁護士 水野智幸（第一東京弁護士会所属）
弁護士 角野太佳（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者の皆さんとの意見交換会を始めたいと思います。本日の司会を務めさせていただく刑事第7部の河本と申します。どうぞよろしくお願ひします。また、今日は検察庁、弁護士会からもそれぞれ御参加いただひてひます。簡単に自己紹介をお願ひします。

石川検察官

検察官、東京地検公判部の副部長をしております石川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

山本弁護士

東京弁護士会所属の弁護士山本と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者

参加者の検察官、弁護士それぞれからは適宜御発言いただひたいと思ひて

おります。今日の意見交換会では、分かりやすい審理を目指してということで、裁判員経験者の皆様には、法廷での審理を御覧いただいた後、評議室で裁判官や他の裁判員の皆様と一緒に議論をして判決をしたと思いますけれども、今日この意見交換会の場で主にお話しいただくのは、皆様が法廷で御覧になった審理が分かりやすいものだったかどうか、また、分かりやすいものにするためにはどんな工夫が必要だと皆さんが思われるかという辺りを中心にお話をお伺いできればなと思っています。

別室において皆様が御担当された事件の資料を御覧いただいて、事件のことを思い出していただいております。まず審理が始まりまして、検察官が起訴状の公訴事実を読む、多分初めて法廷に入られますので、今日のように傍聴席が結構埋まっていて緊張される中で検察官が起訴状を読んでいく、裁判所は黙秘権の告知をして、言いたくないことは言わなくていいという話をする、被告人の方がそれに対して何らかの話をする、その後、検察官、弁護人から冒頭陳述ということで、それぞれ今日何をするのか、これからの審理で何をしていくのかということの御紹介があったと思います。これは立証ではない、要するにこれからの言い分を述べているものにすぎないということなんですけれども、これが言い分であるということをしっかり分けた上で、この後どんな審理が行われていくのかというイメージが皆様の頭の中に浮かんできたのかという辺り、何をするのかということが判然としたのかという辺りから御意見を伺いたいなと思っています。

今日は8名の方においでいただきました。皆様それぞれ番号で1番の方、2番の方などと呼ばせていただきますが、1番の方と5番の方は同じ事件を御担当されたと聞いています。事件の一部について争いのあった事件を御担当いただきましたが、先ほど申し上げたような観点から、まず検察官の冒頭陳述、一番最初のプレゼンテーションが分かりやすいものだったかどうか。では、5番の方から、どんな感じだったでしょうか。

5 番

そうですね。最初に裁判員候補者として呼ばれたときに、最初に起訴状というんですか、それを見てどういう内容なのかというのは、自分が経験上で想像していたのと全然違ったというのが冒頭陳述メモに書かれててですね、それを聞いてメモするのに一生懸命になっちゃって、あまり中身が入ってこなかった感じですね、そのときは。

司会者

それは、伝える速さが速過ぎたのか、量が多過ぎたのか、その辺りはどんな感じでしょうか。あまりに意外だったのかとか。

5 番

書く方に一生懸命になっちゃったのかもしれないですね、メモする方に。それであまり事件の内容に、後で整理するべきだと思ったんですけど、メモする方に一生懸命になってしまって、結局理解をしたのは帰った後、自分で書いた内容を思い出しながら、それでちょっとずつ事件の内容がくだけてきたという感じもあるみたいですけども。

司会者

そうですね。分かりました。ありがとうございます。1 番の方はいかがだったでしょうか。

1 番

私は起訴状というのを初めて見たので、簡潔に書いてあるものだとはもちろん思うんですけど、内容が入ってない、先入観を持たないような内容しか書いてないからなんですけど、それもいいと思うんですけど、私、裁判とかそういうのに全く経験がなかったので、そこから入っても、初めての、テレビの内容みたいな、椅子に座って、ちょっと自分も高揚感というか緊張してる状況の中で、えっ、そうなんだみたいな先入観がいっぱいあって、何というんですかね、不思議な感じでした。あっ、知り合いだったんだとか。自分

の思い描いてた状況から全くかけ離れてて、そこからまたスタートの感じでした。

司会者

これから検察官がどんなことをするかということは、内容的にはずっと入ってきた感じでしょうか。その辺りもちょっとわあっとしてる感じでしたか。

1 番

起訴状の争点のところだけを争うって初めてそのときに知ったし、いろんな、言った、言わないとか、あった、ないとかいうのを争うんだと思ってたら、争点というところだけにフォーカスを向けているというのを私は一般社会で知らなかったの、ああ、そうなんだという、初日に法廷に入った日は朝からいっぱいでした。すごく、あつ、こんななんだ、こんななんだという驚きとか、そこだけ争ってるのとかという自分の中の、被告人の言ってることもですけど、その書いてある内容が、あつと思うことが多々。

司会者

あったという感じですかね。

1 番

ありました。

司会者

そこで検察官の方からは、これはあくまで証拠そのものじゃなくて自分たちの言い分ですということは説明がきちんとされてましたか。

5 番

そこまでは。

1 番

全く入ってこなかったのと。

5 番

聞いてなかったのか覚えてないですね。そういうふうに言われた記憶はあ

まりないです。

司会者

そうですか。分かりました。ありがとうございます。8番の方も一部争いのある事件だったということでしたが。

8番

そうですね。争点になったのは三つの事件のうちの最後の事件で。ここは少し細かく言っていいですか。

司会者

はい，どうぞ。

8番

強制わいせつ罪か強姦罪かというのを争ったわけですけどね。私がちょっと不思議に思ったのは，冒頭陳述で検事側から三つの事件を取り上げたときに，1件目がまだ仮釈放中という中での事件ということが，あんまり大きくは主張されてないんですよ。再犯でそれでいいのかなというのは一つありましたね。それから，もう少しちょっとうがった言い方すると，この三つの事件は取り上げられて告訴されてるんだけど，こういう質の事件というのは隠れてあったんじゃないかなと。これは警察の仕事ですし，そういうことを考えながら冒頭陳述を受けてました。その後，弁護人の意見も聞いて，部屋に帰って，指摘されたのはやっぱり事実だけを見ていこうよということで終始してたんですね。もう一つ言うと，そういう背景では検事側の求刑が割合軽いかなという感じがしたのと，弁護士に至っては，こんな軽くていいのというのがありました。ただ，救いがあったのは弁護側から，再犯防止の教育というんですか，どうやったら再犯防止ができるかということを示していただいたんで，これは重要だなと，この手の犯罪では再犯って非常に起こりやすいんで，それがきちっとされてないと，刑期が終わってからまた同様の事件を起こしてしまうなというのがあったんで，それは少し救いだったですね。

司会者

じゃ、最初冒頭陳述をお聞きになったときには、もうちょっと他のこともあるんじゃないかということで、想像が膨らみがちなところがあったという感じなんじゃないかな。

8番

そうです。はい。

司会者

2番の方は、共犯者間で関与があった事件だというふうにお聞きしています。冒頭陳述は、結構込み入った内容だったと思うんですけども、いかがでしたでしょうか。

2番

そうですね。まず登場人物というか、関係してる人間が多くて被告人、それから被害者、それを取り巻く人間の数が多かった。それをはじめ検察官が絵にして関係を示してくれたんですね。そうやって絵にさせていただくと、非常に人間関係が分かりやすく、あれは分かりやすかったなと思いました。それともう一つは、人間関係はそれで比較的分かったんですけども、先ほど述べたように一生懸命メモをする、事実関係をとにかくつかまなきゃいけないということで、お話ししたことは、見せられたもの以外にも言葉で語られるということがあったので、それを一生懸命書き留めようと思って、それに一生懸命になってしまったというのはあったと思います。

司会者

メモの御指摘が今5番の方からも2番の方からもあったんですが、なるべく集中してもらうために検察官としてはメモを配っているのですが、メモをとらなくても結構ですというお話はなかったですか。

2番

ちょっと記憶にないですね。

司会者

それがないと、やっぱり聞き漏らすまいと思ってとってしまうということですかね。

2 番

そうですね。

司会者

なるほど。分かりました。同じく冒頭陳述に関して 3 番の方は何かございますか。

3 番

私の場合は四つの案件で、強盗傷人とオレオレ詐欺が 2 件と公務執行妨害が 1 件で 4 件の審理ということで。最初の冒頭陳述の中で、事実関係について争いがないと、問題は量刑をどうするかと、四つの併合罪ですから、それをどうするんだということで、四つ合わせるのか、例えば一つずつやっていくのかということになったんだけど、基本的には非常に争点自体が冒陳は整理されてると思います。素直にそのとおりに争うんだなというようなことは納得できましたので、資料として私は整理されてるなというふうには理解してました。

司会者

これはあくまで言い分で、証拠じゃないんだよというようなことは結構注意的には言われていましたか。

3 番

それは言われてました。そこには留意しながら、見てました。基本的には検察官の話、それから弁護人の話も含めて、なるべく客観的に事実関係を把握しようと思ってましたので、検察官がこれだから弁護人はこうなんだなと、全体をフラットに見ようかなというふうに考えてましたので、それはそのとおりでできてよかったなと思ってます。

司会者

4 番の方は、被告人が外国籍の方で、お嬢さんを揺さぶって殺意なく死に至らしめてしまったという傷害致死の事件だったんですけれど、冒頭陳述をお聞きになって、今までの方の御意見なども参考にいかがだったでしょうか。

4 番

そうですね。あくまで主張であるという説明はあったように記憶していますが、ちょっと理解はできなかつたかなと思っています。私も子供がいました、ああ、親が子を殺してしまったんだなど。本人は私がやりましたと、私が悪いんですというような体であったので、やはり彼が悪いんだねというのが前提にあったように思います。やはりドラマとか小説とかの読み過ぎで先入観みたいなのがあって、被告人がどう悪いところからというような、ちょっとフラットではなかつたかなという気がします。

司会者

6 番の方は覚せい剤の密輸入の事件で、中身についてきちんと知っていたのかと動機がどうだったのかというところが争いになった事件と聞いていますけれども、冒頭陳述をお聞きになっていかがでしたか。

6 番

始まる前に裁判官の方から、この後こういうことが行われますというかなり丁寧な説明があったと記憶してるんですけども。なので、それは主張ですよということも含めて、そういう説明があったと記憶しています。冒頭陳述に関しては、何かすごくすんなりこういうもんだなというところで聞けたのと、検察官の方が作ってくれた資料がすごく分かりやすく整理されていたので、何の違和感もなくすんなり理解できたかなと思います。

司会者

さっと入っていったということですかね。

6 番

そうですね。ただ、それと対比して、弁護人の方の冒頭陳述メモが、何と
いうんですかね、文章でずっと書いてあるような感じで、そこはちょっと意
外だったというか、同じ感じで作ってくれた方が対比してよく分かりやすい
のになというのを感じました。それぞれ特徴があるんでしょうけども。

司会者

7番の方は2名の被告人の関わる覚せい剤輸入の事件だったんですけれど
も、主に少年の方でも結構ですし、両方一遍に聞いての御感想でもいいです
し、いかがでしたか。

7番

そうですね。成人しているかしていないかの差はどうなんだろうって、参
加してみて、あっ、こういうふうな考えなんだというのが分かったというこ
とと、あと、検察官の方の冒頭陳述と弁護人の方の冒頭陳述というのは、こ
んな違うんだみたいな感じで。

司会者

どの辺りが違うと感じられたのでしょうか。

7番

検察官の方はこういう目的でやってる、弁護人は、いやいや、だまされて
やってると。で、いろいろ考えて、私も初めてだったので、ちょっと混乱し
てしまったんですけど。でも、裁判官にいろいろお話を聞きながらやって、
理解してできるようになりました。

司会者

いきなり裁判に加わられて、皆さんがおっしゃっているとおり起訴状をま
ず御覧になってるんですね。事案の概要ということで、これは結構あっさり
した記載だなということで。その後被告人の話を聞いて、次に冒頭陳述です
ね。そうすると、結構予想とは違うとか、少し細かい内容が入ってきて、し
かもそれは主張という説明を受けている場合も受けていない場合もあるとい

うことになる、どちらだろうと思ってしまいがちなところがあるのかもしれないですね。弁護人の冒頭陳述もお聞きできればと思いますけれども、弁護人の冒頭陳述はいかがでしたか。5番の方いかがでしたか。

5番

そうですね。弁護人の冒頭陳述と検察官の冒頭陳述の内容が結構違ったような気がして、そこで何が違うのかを比較し始めちゃってですね、争点になってる部分とかも、ここに争点を置くんだと思いながら話を聞いて、あんまりすっと入ってくるというよりは、何かそっちの文章の方に着目しちゃってですね、どうやって考えていったらいいんだろうぐらいの感じでしか見てなかったですね。

司会者

同じ事件で1番の方、いかがですか。

1番

争点に対して、この事実は加味されるのかされないのかとかが、聞いてても、これはどうするのかなという思いのまま、ふうんという感じになってしまっ、それを考えてあげた方がいいのか、何かよく分からなかったですね。ちょっと演技っぽい感じで、机をとんとんとたたいてたりする感じもあって、ちょっと場が面白い感じになってしまったりとか。

司会者

弁護人の方がですか。

1番

だったように私は思うんですけど。しゃべり方とか特徴もあって、私たちの注意を引いてるのか分からないですけど、何か演技がましい感じに私は捉えてしまって、もう少し緊張感を持ってもっと集中したらどうなのと思ったりもしました。

司会者

分かりました。弁護人としては身振り手振りでやっているのが、演技がましくて少しふざけてるような感じにもとられかねないところがあったという感じですかね。

1 番

そうです。悪く言うつもりは別にはないんですけど。私は皆さんの税金使ってやってるものなのに、そういうことに使うのはいかがなのかなと少し感じたりもしたんですけど。

司会者

分かりました。被告人のための活動をしていて皆様から真摯に受け止められないと、それは一番よくない話ですから、遠慮なくおっしゃってください。弁護人も多分いろいろな研修をされていて、説得力のためにやってることもあるんでしょうけれども、そんなふうを受け止められるというお話もありましたし、双方のお話を聞いていて、実際にどこが対立してるんだろうかということが浮き彫りにならなかったという話がありました。非常に大事な御指摘だったと思います。結局、どう判断するかというのは裁判官と後で話してという感じになっていったわけなんですかね。

1 番

まあそれは大丈夫ですみたいな感じで。それはいいんです、争点だけで、みたいな感じで、みんなしゃっしゃっと、結局、軌道修正されて、そこはみんな話合うみたいな。

司会者

法廷で双方の言い分を聞いて、それだけで、じゃあ私たちはこれでいくんだというような感じでは、なかったということでしょうか。

1 番

ううん・・・。

司会者

本当はそんな感じが理想なんですけど、先ほど説明したとおり、法廷で双方の主張がされていて、これはあくまで言い分と。

5 番

争点と書かれてる部分に争点があるというのが分からなくて、弁護人と検察官の争点分からないまま評議室に戻っていったような感じで。

司会者

分かりました。ありがとうございます。かなり鋭い御指摘が出ていますが。8 番の方、最初に検察官から冒頭陳述があって、弁護人が最後に行った、まだ証拠調べが始まる前の弁護人の反論的な意見はどんな感じだったでしょうか。

8 番

そうですね。弁護人側が取り上げたのは、私の記憶が違ってなければ、東京事件、一番最終の事件だけを取り上げてるんですね。ところが、その東京事件をもとに、京都事件、大阪事件が発覚していったわけですよ。弁護側として、その辺をきちんと、こういう状況だったからというのがあまり出てこなかった気がしますね。それから、御両親を連れてこられたんですけど、御両親の立場とすれば当然量刑は軽くしてほしい。当たり前の話ですよ。これもあんまり弁護側の弁論としては強くないなというのがあったんですけど。あと、カウンセリングして立ち直らせるんだと。これは重要なことだし、是非やってほしいというのがありましたね、思いとしては。結論からすると弁護側の弁護というのは非常に弱いし、刑も過去の刑を見てるんですけど、その1点で比べてますから、随分軽いねというのがありましたね。

司会者

2 番の方は、弁護人の冒頭陳述はいかがだったですか。どこに争いがあるかという点は。

2 番

そうですね。分かりやすかったと思います。まずは検察側の方で事件の概要というか流れみたいなものが分かってきて、その後どこを争ってるのかというのが、弁護人の冒頭陳述で、被告人は大まかには事実を認めてるんですね。細かいところで事実じゃないところがあるということで、そこを争点としてることがよく分かったので。それ以降聞くときには、どういうところをポイントとして聞いたらいいのかなというのが明確になったと思います。その後、評議室に帰って、裁判官が争うところのポイントみたいなのをもう一度整理してくださったので、自分が考えたことと、これからどういうところをポイントにして事実関係を確認していくのかがはっきりしたかなと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございます。共犯の中でどれほどのことを被告人本人がやったのかというところが争いになる事件だったんですが、そこは法廷である程度分かったという感じだったんですかね。

2番

そうですね。はい。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述を聞いて大体どの辺がポイントなのかということは分かりましたか。

3番

被告人を弁護するという基本的なスタンスは分かるんですけど、客観的なのかなということで、弁護人の冒頭陳述の最後のところで、被告人が犯行については非常に反省していると、更生可能だというようなお話が文章であったんですね。ただ、法廷の中において被告人の対応を見てますと、弁護人は非常に深く反省してるよというふうな話をしてるんだけど、実際は本当に被告人は反省してるのかなと、反省してないねと、違うよねと、言わされてるだ

けだよねというようなことを強く感じていましたね。それで、書いてある文章とはちょっと実際とは違うのかなという強い印象を持ちましたね。

司会者

4番の方は、弁護人の冒頭陳述、一番最初のお話を聞いて大体何を判断するのかということが分かるような内容だったですか。

4番

そうですね。検察側の冒頭陳述の方は過去の経緯も含めて詳しく説明していただいていた、再犯の可能性があった事件だったと思っています。それを聞いた後に弁護側の冒頭陳述だったんですよね。今回の事件の件しかフォーカスが当たってなくて、あれっ、前回の分はと。前回、お子さんが小さいときにもそういう症状があったけど、それについては全く触れずに裁判を始めるのかというのがちょっと違和感がありました。不利になるから証拠として外したのか、今回証拠が全くないので、裁判所では争わない事案なのかは、ちょっと判断がそのときはつかなかったですね。

司会者

どうでしょうか。検察庁、弁護士会、なかなか厳しい意見もありましたけれども、今の冒頭陳述の段階で何かコメントがあればどうぞ。

山本弁護士

身振り手振り等の伝え方については、弁護士会でもどうやったら伝わりやすいのかなというのは模索しておりまして、今1番の方から率直な御意見をいただきましたが、他の方も、もし感じるところがある方がいらっしゃったら御指摘いただくと助かります。

司会者

どうでしょうか。弁護人のパフォーマンスと言ってはちょっと失礼になるのかもしれませんが、動きがちょっと幾らなんでもなと思った方もいらっしゃれば、説得力があったのかなという方もいらっしゃると思いますが、

その辺り率直な御感想があればお願いします。

7 番

私も1番の方と同じような感じなんですけど、冒頭陳述のときに、被告人の後ろでちょっと歩き回られるような感じで、天を仰いだりして、その人の生い立ちや何かいろいろお話しされてるときに、本当にちょっと演技がかってるというか、ちょっと笑いそうになってしまう、これでいいのかなみたいな感じにはなった記憶があります。

司会者

分かりました。ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

6 番

全く逆で、もう少し期待してたというか、割と淡々。すごくベテランの弁護士の方だったと思うんですけど、先入観なしで弁護士の方を見て、若干緊張されてるのかなというふうに感じたぐらい、何かちょっと、淡々とじゃないんですけども、争点になってたのが量刑だけで、情に訴えるところとかが結構大事なのかななんて思ってたので、もう少し響くような表現方法の方がいいのにななんて思いながら聞いてました。

司会者

先ほど文章型ということもあったと思うんですけど、結構淡々と読まれる感じだったということですか。

6 番

緊張されるようなタイプの人じゃないと思うんですけど、私から見ると緊張してるのかななんてふうに思ったぐらい、言葉がちょっと詰まったりだとか、冒頭陳述のときには響かないなというふうには感じました。最後はすごく響いたんですけど。

司会者

他の方はいかがでしょうか。弁護人の淡々としててちょっとという御意見

や、パフォーマンス過剰で煩わしかったという御意見もありましたけど、他の方はその点で御感想はないですかね。4番の方どうぞ。

4番

少しフランクな話し方をされる弁護士の方だなという方が1人いらっしゃいましたね。それは傷害致死事件が起こってるので、ちょっとそぐわなかったかなという気がする方が1人いらっしゃいましたね。

司会者

フランクというのは態度がくだけていたとか。

4番

こういう感じで。

司会者

立ち上がってポケットに手を突っ込んでという。

4番

そうですね。外国人の被告人の方だったので、ちょっとコミュニケーションがとりづらいのかなというところがありました。通訳を介して話をしないといけないのもあったんですかね、少しやりとりがちぐはぐすることができましたね。

司会者

ありがとうございます。以上ですが、いかがでしょうか。

山本弁護士

ありがとうございます。大変参考になります。

司会者

検察官の方から何かありますか。冒頭陳述のときにメモに必死になっておられて内容がという話がありましたが、これは立証責任を負う側としては重大な話なのかなと思ったりするんですけど。

石川検察官

そうですね。その点は今お話を伺っていて、やはり皆さん最初するときなので、きちんところちらで、内容はここに書いてあるのでメモをとらなくてもいいですよと言申し上げるとするのは非常に大事なことだと思いました。また、人物関係はメモにした方が分かりやすいとか、いろいろ貴重なアドバイスをいただいたので、それは今後の冒頭陳述に生かしていきたいというふうに思っています。

司会者

弁護人の方は、パフォーマンスだけではなくて、弁護人の冒頭陳述を聞いただけでは争点が分かりづらかったという御意見があったように思うんですけど、その辺りは何かお考えになってることとか御感想とかありますか。

山本弁護士

あまりに争点を絞り過ぎて逆に分からないというような御意見があったかと思うんですけども、その辺もしもうちょっと補足のある方がいたら教えていただけると助かります。

司会者

いかがでしょうか。要するにここの部分だけを取り出して。

5番

私が担当させていただいた裁判の内容は、強制わいせつ致傷でして、強制わいせつの中に女性のおっぱいを直で触ったか触ってないかという話が争点に上がってて、そこが強制わいせつの罪という考え方で言うと、そんなちっちゃいことと言ったら失礼なんですけど、そこにフォーカス当てるかって思ってしまったって、それを争点だと言われて、何かちょっとまた違った意味で何かもやっとした感じでしたね。

司会者

全体として、殺人未遂、強制わいせつといった非常に大きな話の中で、そこだけ取って出しにするのは法律家から見ると意味があることかもしれない

んだけど、最初に見た皆さんから見ると、全体像がこんな感じなのにと
うことですかね。

5 番

そうですね。何か大きい事件のはずだよなと思って、そこだけが争点なの
かと思って、何か文章で読んでても、何かちょっと人間関係もあったんで、
何かもやっとした感じでしたね。

司会者

分かりました。位置づけをとということなんですかね。

山本弁護士

はい。

司会者

どうもありがとうございました。冒頭陳述だけでもかなり有意義な御意見
がたくさん伺えたと思います。次に、冒頭陳述が終わった後、裁判官の方で
一定のまとめみたいなのがあったと思うんですけども、その辺りはもう裁
判長何言ってるのかなみたいな感じだったですかね。もう印象にすら残って
ない感じですかね。本当はそこで、先ほど述べたとおり、こことここに争い
があるのでこんなことで判断していきましようねということ言ってる裁判
長もいたとは思うんですけども、いかがでしたか。

5 番

ちゃんと分かりやすくまとめていただきました。

司会者

それが済んだ後、いよいよ既に採用済みの証拠について調べる時間が来た
と思います。証拠の中身、大きく分けて二つのパターンがあったと思います。
書面を読んでもらったり図面を見せてもらったりする時間があって、その後、
証人が呼ばれる事件では、証人と呼ばれる方が来て宣誓の上、話をする、そ
れから被告人が話をするという、書面を聞いたり見たりする時間と、それか

ら実際に人が来て話を聞く時間と二つあったと思います。まず前半の方からお伺いしたいんですけども、2番の方は検察官の関係の書面に2時間半という時間がかかったということなんですが、率直に言ってちょっと長いとか、こんなところがどうかなと感じたことがあれば御遠慮なく伺いたいんですけど。

2番

私はとにかく事実関係をつかもうと思って一生懸命メモしてたという、私自身は長いか短いかというそのさじ加減がよく分からなかったの、とにかく事実関係を把握するためにということで、メモをずっととり続けたという感じですね。ですから、特に長いという認識はそのときはなかったですね。

司会者

ということは、検察官がいろんな説明をしている、書面を読んだり図面を示したりしている間、ずっとメモをとり続けてる感じだったんですか。

2番

そうですね。あと画像とかもあって、実際にその画像を写した証拠も出されたんですね。ただ、それが確定的なものとはそのとき分からなかったということもあって、そういう分からないところを持ち帰ってどうするのかなと、検察官が示したときに、これを何の証拠としてるんだろうというところがあったと思います。ポイントは、被告人が主犯格と同様の計画性を持ってたかと、あるいはもっと従属的で言われるがままにやったという、どっちなんだろうという、そこが争点だったと思うんです。誘拐して身代金要求という形だったんですけども、その一番初め、誘拐するときに、被告人が関わったかどうかというところを多分明らかにするためにビデオを見せたと思うんですけど、はっきり言って分からなかった。じゃ、あのビデオ何だったんだろうという、今でもちょっと分からないところがありますね。

司会者

他の方はいかがでしょうか。弁護側でも検察側でも結構です。証人の話を

聞く前にいろんな証拠が出てきたと思います。いかがでしたかね。5番の方はいかがでしたか。1番の方も。殺人未遂，強制わいせつ致傷の事件で検察官が最初に書面を読んだり図面を示したりする時間があったと思うんですけど。

5番

ちよっとうろ覚えで。私も多分メモに一生懸命になり過ぎてですね，あんまり覚えてないです。

司会者

1番の方はどうでしょうかね。同じ事件だったんですが。検察官が書面を読んだり図面を示したりした時間，その中身こそが事件の証拠になっていくということなんですけど。中身として分かりやすかったのか，これで自分で常識的に考えて間違いないと思ったら有罪だという説明は受けたと思うんですけども，検察官が出してきたものはその資料としていかがでしたか。

1番

私は何かちょっと少ないのかなと思ったりもして，評議室に帰ってからもみんなでお話ししたりとかもしたんですけど。何か，あれっ，それは出さないの，みたいなものも多々あって，あれっ，その空白の6時間一緒に家にいたのにいいの，みたいなところとかが多くて，そこは何か検察側からも弁護側からも，そこについては争わないのかなみたいなことが多くて。だから帰ってから私たちの考えるところをもう一度裁判長にまとめてもらって，左陪席に言ってもらったりとかするぐらい，私たち一般人が判断するにしても証拠が少ないんじゃないかなと思って。隠した方が有利なのも分かるんですけど，何かこれで決めちゃっていいのかなというのがすごくありました。自分の人生に対してそれで決められちゃってもいいのかなって。

司会者

思うところがあったと。

1 番

思いました。ビデオリンクにして被害者の方が出てきたのに、そこまで心に傷を負ってるような大きな事件なのに、いいのかな、こんなぐらいの証拠でというのは思いました。バックヤードがすごく隠れていて、若い子だからきつと隠したいこととか、ネット上のことだから分からないこととかもあるんだらうけど、もう少し掘り下げてお互いフェアにしてやるもんだという裁判への私の先入観もいけなかったのかもしれないですけど、思いました。

司会者

なるほど。分かりました。1 番の方は最初からおっしゃっているように、公平な判断をするという点から見ると、出てくる情報が、ここがない、ここがないみたいなことが結構たくさんあったということなんですかね。

1 番

でも、結局、裁判長の方から、そこは争点じゃないから、お互い争ってないから出ていないというのを教えていただいて、あっ、こんなに大きい事件をやっている、そこは使わないというか隠しといていいんだと、表に出さない事実としていいんだなというのとかをすごく思いました。

司会者

8 番の方は三つの事件で、性犯罪であるということもあって、証人の方は一切なしで、最初 2 時間ぐらいですかね、ずっと書面を聞く時間だったと思うんですけども、これはいかがだったですか。

8 番

もう裁判が始まる前に論告メモを、あるいは弁論メモを十分見させていただいて、何か質問があれば、論告メモだったら論点になっているものがこういうことですよというのを聞かせていただいてたんで、むしろそこを集中して聞いてましたね。

司会者

それは、検察官から証拠が出される前に裁判所の方から。

8 番

この論告メモが出る前に、今回の事件の争点はこことここにありますよというのヒントとしてもらってましたんで、それが逆に助かりました。

司会者

それは検察官とか弁護人が作った冒頭陳述メモとは別ということなんですか。

8 番

いや、それに基づいてた。

司会者

基づいてたと。

8 番

はい。だから見落としがないかどうかだけ、あるいは説明があるのかわいのか。例えば弁護側でも、大阪、京都の事件はもうお金で解決してるよというような言い方で、弁護人の方はもう東京事件だけというふうに持ってこられてるし、最初の説明では、こういう事件が前提にあってというのはありましたんで、そこが大きく違うなという印象はありましたね。

司会者

覚せい剤事件を御担当されました6番の方、7番の方ですね。その後、被告人本人の供述があるんですけども、その前に検察官から覚せい剤輸入の経過などの証拠が出たかと思うんですけども、これは十分分かりやすいものだったんですかね。

6 番

そうですね。もともと事実関係に争いは全くなかったんで、もう淡々と、ただ事務的な手続が流れてるというようなイメージでした。例えば送付状のコピーだったり、銀行の振り込みの書面ですかね、ああいうようなものもた

だ本当に事務的に。それに対して、弁護人の方も何か言うわけではなく、はいはいという感じで淡々と流れて。ただ、覚せい剤の実物を目の前にしたときには、興奮したと言うと語弊がありますが、初めて見たので、あっ、こういうものなのかというのはちょっと感じたぐらいで、本当に至って事務的な手続だったなとは思いますが。争われてなかったというのがあるんだと思いますけど。

司会者

7 番の方はいかがでしたか。

7 番

そうですね。運び込んだ本人たちも、もう罪を認めてというか、悪いことをしてしまったみたいな感じでいたので、その量刑をどのぐらいに決めるかみたいなのを考慮してやっています。でも、やっぱり同じく実物を見させていただいて。

司会者

あっという感じですかね。

7 番

はい。こんな量を持ってきたんだみたいな感じで。

司会者

分かりました。4 番の方は、人が亡くなってる事件ということですね。3 番の方もけがをされてるという事件だったんですけども、皆さんから見て衝撃的な写真とかそんなものが出てくることはありましたか。そこは大丈夫でしたか。特にそういうことはなかったですかね。

4 番

ちょっと特殊だと思ってまして、内容とか取調べの時間というのは長かったなと正直思います。あと、場に出てきた証拠は、裁判長の方が、これはちょっと、と仕分けを正しくやっていただいたのでよかったと思っています。

私は目がよかったですかね，そのやりとりが見えてしまって，ああ，あの御遺体の写真が出てくる予定だったんだ，なるほど，それはショックだろうなというような写真をちょっと遠目から見ることができたので。

司会者

法廷で裁判長が止めたんですか。

4 番

これを証拠として出しますというのを。翌日の書類だったんですかね，多分。精査していただいていたんで，他の方は見てらっしゃらないと思うんですけど，そういう写真を出さないというのはいい判断だろうなと。

司会者

あなたは御覧にはなったけど，他の方は見なくてよかったなという感じのものだったんですか。

4 番

はい。

司会者

ちょっと長かったとおっしゃっておられましたが，検察官の書面とか書類の提示がやや長い感じを受けたということでしょうか。

4 番

これもちょっと特殊だと思ひまして，手話を利用する方が裁判員をやられていたので，発音されたものを手話通訳の方が通訳されてその人が知る。それに対して手話通訳で質問事項が出て，手話通訳の人が口頭で，裁判長なのか弁護人なのか被告人なのかにお尋ねするという形でしたので，やはりどうしても時間がかかってしまう。私には長いなと思ひましたけれども，裁判員の構成メンバーであれば適切な時間だったのかなというふうに考えてます。

司会者

3 番の方いかがでしょうか。今までお聞きになって気がついたところでも

いいですけど。

3 番

私の場合も事実関係に争点はなかったんで、争点としては量刑だけでした。私の場合は強盗傷人だったんで、事実関係の証拠の資料とか写真とかを見て、やっぱりそういう写真が出てきて、こういうことなんだなど。ある意味で写真を見るのは初めてだから、ちょっとびっくりはしましたけど。ただ、使われた凶器が実際に法廷に出されて、凶器そのものについて評議室で実際に自分で手にとって見たりとか、こういう形で襲ったんだとかというようなことを実感してみたときに、これだったらこういう傷になるだろうし、逆にそれで殺意があってやったのか、たまたま偶然なのかとかいうようなことも含めて、それが量刑にどう反映してくるのか。それで法廷の中で私たちも被告人に対して質問して、そういうことであればこれはもう殺意を持ってやったとしか思えない。その傷口を見れば、亡くなってもおかしくないような状況だったんだけど、その辺は質問してみたら、そこは無我夢中でやったから覚えてないんだというようなことだったんで、ああ、そうなのかなということもあったんで。証拠と実際の見たところで、それを前提に量刑に反映するというのは、本当に留意しなきゃいけないなというふうに思いました。

司会者

証人への尋問とか被告人質問の中身についてはまたこの後お伺いしますけれども、ここまで証拠調べについて、いろいろ御意見いただきましたけど、主に検察官ですかね、何か御感想とか何か質問したいことがあればと思いますが。

石川検察官

1 番の方がおっしゃっていた、証拠をどれだけ絞るのかというのは非常に難しい問題だなと思ってまして、やはり争点に特化してあまり証拠調べに時間がかからないようにということはこちらも考えてはいるんですが、それに

よって何か真相が一部分からないような印象を受けてしまうというところは非常に難しい問題だなと思いました。あと、2番の方が、検察官が出している証拠がどういう趣旨なのかが分からないというふうなことをおっしゃっていらしたので、もし他の裁判員の方でも、ちょっとそこが分からなかった、あるいはこういう説明をしてもらえばよかったというようなことがあれば教えていただければと思います。

司会者

どうでしょうか。

5番

証拠写真を見ても分からなかったところは。

司会者

写真を見ても分からなかったところがあったと。

5番

いや、使った使わないという話のときの話だと、使ったからどうだというそこを、その後にこれは次いいですよみたいな感じになっちゃったりというのが、何かもやっとしたまま・・・証拠なんだろうけど、何かちょっと違うのかなと。そのときの話、先ほど1番の方が言われてたような感じで、その時間は別に関係ないんだよみたいに何か裁判官の方に言われて、その証拠の内容をもう私の中でも消去してしまったというのが。

司会者

そういうこともあったということですか。証拠で出てるんだけど、本当に考えるべきこととは関係ないよという示唆もあったということですか。

5番

ええ。

司会者

検察官から出された証拠、2番の方がおっしゃったように、ちょっとこれ

は意味がないんじゃないかというようなことを感じられた点があれば、いらっしゃいますか。特にその辺はなかったですかね。分かりました。ありがとうございました。では、次に証人に対する尋問や被告人に対する質問というところですか。先ほど4番の方からも御指摘がありましたけれども、法律家としては態度というものが非常に大事なところでもありますので、証人への尋問とか被告人への質問が、趣旨が本当にはっきりした分かりやすいものだったのか、実はこんなところが本当はちょっとよく分からなかった、こうすればいいのになというところ、態度がちょっと気になったなというところがあれば、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。覚せい剤の密輸入の事件を御担当になった、6番の方と7番の方ですね。それぞれ被告人質問、被告人への質問が中心になったと思うんですけども、まず最初に弁護人から質問するパターンが多かったと思います。検察官のも含めて被告人質問の中身、質問の内容などは、どうだったでしょうか。まず7番の方、いかがでしょうか。

7番

そうですね。被告人の方が外国人だったということもあって、弁護人が話されたことを通訳を介してお話ししてもらおうという感じでやっていたんですけど、分かりにくいとかもなく。でも1点、どこの場面か忘れてしまったんですけど、ちょっと被告人とアイコンタクトをとって、あれっと思ったところがありました。

司会者

ちょっと打合せしてるのかなという感じを受けたと。

7番

あっ、そうですね。こういうものなのかなと、本当に初めてで分かんなかったんで、こういうものなのかなと思って。

司会者

分かりました。ありがとうございます。6番の方いかがですか。

6番

私も被告人が外国の方で通訳が入ってたんですけれども、まず通訳の方にちょっと問題があったなというのはすごく感じました。本当にちゃんと訳せてるのかなというところにまず不信感を感じたので、被告人が話してる内容が正しく我々に伝わってるのか伝わっていないのか、もしかしたらちゃんと伝わってないんじゃないかなとか、ニュアンスとかそういったようなところは全く分かんなかったですし、通訳の方が声が小さくてぼそぼそしてる感じで聞き取りにくくてというのもあって、本当にそこはすごく難儀したなと感じました。質問の内容とかは今全く覚えてはいないんですけども、とにかく通訳が入ると、その通訳の方の能力とかがすごく重要だと思いました。弁護士と被告人と事前に基本的には打合せもされてると思うんですけど、それは通訳が問題なのかもしれないんですけども、内容ははっきり覚えてないんですけども、何かかみ合っていないなという場面があったような気がします。

司会者

かみ合っていないというのは、弁護人の質問に対して被告人の回答がそもそも答えになっていないということでしょうかね。

6番

そうですね。多分、本来はこういうふうに答えてほしい、答えるというような打合せができてるんじゃないかなと思うんですけども、本当にかみ合っていない答えだったり、弁護人の質問をちゃんと理解できていなかったり。理解できてないというのはもしかしたら通訳の方に問題があるのかもしれないんですけども、そういうのがたくさんではないんですけど、端々に何かかみ合っていないなと感じることはありました。

司会者

でも、そのまま止まらずに流れていった感じなんですか。

6 番

そうですね。時々裁判長が通訳の方に、ちゃんとやってとは言わないですけど、もう少し大きな声で言ってくださいとか、聞こえないですとかというのは言ってくれたんですけども。でも、そのまま流れていって、何だったのかなという感じで終わったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。検察側の証人が出てくる事案があったと思います。2 番の方の事件で、大体事実は認めているんだけど、共犯者との関与が問題になっているということで、共犯者が検察側の証人として出てきたんじゃないかと思います。その辺り、先ほど弁護人の方が出てましたけれども、検察官の共犯者への尋問などはどんな感じだったんですかね。

2 番

尋問しましたけども、共犯者が自分の公判を控えてるということで、一切何もしゃべらないということだったんですね。本当は一番そこが聞きたかったところだと思うんですけども、そこが聞き出せないままだったというのが率直な意見ですね。

司会者

それで、共犯者からの供述のないままに終わってしまったということですか。

2 番

そうですね。

司会者

そこに関しては、裁判官の方から後からこういうものなんだという説明があったんですか。

2 番

ありましたね。その前に、多分しゃべらないかもしれないよということ

言われてたんで、そういうもんなのかなと。要するに自分が不利になるようなことはしゃべらないという。そこのところは保障されてるというか、しゃべりたくないことはしゃべらないということで、致し方ないのかなというふうに思いましたね。

司会者

分かりました。ありがとうございます。3番の方は、強盗傷人の被害者の方が出てこられたんですかね。

3番

はい、出てきましたね。

司会者

検察官、弁護士それぞれ尋問をしたと思いますけれども、お聞きになっていかがでしたか。

3番

被害者の方は、実際にそんなに被害を受けたことについては意に介してないというか、これだけのことをされたのにどうなんだろうと思ったんですけども、どうってことないですよというような話だったと思うんですね。ただ、被告人が実際にやったことの中身についての質問に対しては、被告人はきちっと回答しないというか、どうしてもやっぱり自己弁護だと思いますけども、しどろもどろというか、ちゃんときちっと説明してないなという思いが強くありました。そのぐらいで、あとは被告人自身が出てきて、説明とかについても違和感はなかったし、普通どおりに淡々と事実はどうなんだなということとは冷静に聞けました。

司会者

4番の方は、証人が2人ですかね。被告人の奥さんとお医者さんですかね。

4番

はい。

司会者

お聞きになっていて証人尋問の中身は分かりやすいものだったのか、趣旨がはっきりしたのかという辺りはいかがでしたか。

4 番

趣旨ははっきりしました。分かりやすくもありました。専門的に幼児を揺さぶるということを教えていただいたり、そのカウンセリングというか、どういう心情でというような説明もいただきました。ちょっと気になった点としては、被告人の質問が最後の日だったんですけども、それを聞いた上で、元奥さんにちょっと確認したいことができたので、その順番が調整のきくものだったのかどうなのかなというのが気になったところです。

司会者

その辺りは裁判官に聞いたりしましたか。

4 番

日程が最初に出ていたもので、これはこのとおりなんだろうなと思ってしまいましたね。

司会者

分かりました。ありがとうございます。1 番の方と 5 番の方は同じ事件で、それぞれ被害者の方が、これはビデオリンクだったんですかね。

5 番

そうです。はい。

司会者

証人尋問が行われたと思いますけれども、そもそもの位置づけがちょっとどうかなというところもあったと伺ったんですが、被害者への証人尋問は尋問そのものとしていかがでしたか。検察官、弁護士それぞれの質問の中身、進め方について。

5 番

進め方は、何となく理解はしてたんですけど、質問の内容を、このときが一番メモをとっていたこともあるんですが、何かビデオリンクのせいなのかもしれないんですけど、証人の人が逆にうそを言ってるんじゃないかというような意識で見ってしまったというのがあって、そういう見方をしちゃうのは何かビデオリンクのせいなのかなと今は思いますけど。証人の受け答えの仕方とかまでやっぱり肌で感じなかったというのもあるんで、そこで何か分からなかった空気感というのがあったと思います。

司会者

1 番の方は証人尋問はいかがだったですか。被害者の方への質問内容とか、その他何か気になったことがあればお願いします。

1 番

検察側の呼んだお医者さんが出たかと思うんですけど、全員そのお医者さんが、被害者を診たお医者さんと呼んでいると思って行ったので、お医者さんの今までの経歴とかを書いている紙が一番初めに配られるんですけど、精神科何とかというところから始まって、精神科を20年もやってるお医者さんが何で急に救命の話をするんだろうとか思いながらも、でも診た先生なんだろうと思ってたら、最後の最後に私は本人を診てないんで分からないんですけどね、みたいなことを言われて、診察していないというのを初めて知って。一般論のために呼んでるんであろうと思うんですけど、この人が証人なのかなということはすごく思いました。言ってる内容も、その事件じゃなくて、一般的に頸動脈とか頸静脈をどのように絞めたら、変な言い方ですけど、一番よく殺せるかについてすごく熱く語っていて、何だかどンドン話がずれていっちゃった感じもしました。鬱血斑とか点状出血がどのぐらい出でて、どのぐらいの状況になってくるとどうなんだという話とかであって。

司会者

そもそもこのお医者さんは果たして証人なのかなと。

1 番

医療として一般的な事実を教えてくれてるんだとは思いますが、実際に私は診てないですけどね、とかという発言によって、何言ってんのみたいな状況にはならないのかなと思いました。何の意味があって一般論以外で呼んでるのは全く分からなかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。8 番の方は被告人質問が中心だったと思いますけれども、お聞きになって被告人への質問はいかがでしたか。

8 番

被告人は淡々として検事側から述べられた事実を真正面向いて話してましたね。事実がこういう内容だからうつむいちゃうかなと思ったなら、うつむくということは全然なかったですね。

司会者

皆さん、実際に被告人や証人に質問された方はいらっしゃいますか。

5 番

しました。

司会者

やっぱり疑問に思われてということですかね。

5 番

そうですね。ちょっと中身が分からなかったという部分で、なぜと思った部分は質問させていただきました。

司会者

被告人に対してですか。

5 番

はい。

司会者

質問されていかがでしたか。やっぱり自分で質問した方が解消するなというところはありませんか。

5 番

そうですね。裁判に参加してる感が出たというのはあったんですけど。

司会者

他の方はいかがですか。2 番の方どうぞ。

2 番

質問しましたが、やっぱりうまく質問できなかつたな、本当に聞きたいことが聞けなかつたなという感じがしました。もう一つは、検察側で説明したその事件の概要とかが全部ベースにあって、それに基づいて事件の事実関係というのを確かめていこうというふうになんかどうしても思ってしまった、後から出てきた事実を、被告人とかそういう事実について、検察側の言ってることを疑ってかかって確かめてみようという、そういう立ち位置に立ってしまったなという、そういう質問を初めはちょっとしてしまったなというのが私の反省ですね。逆に、新しく出てきた事実についても、それが本当かどうかということを確認しなきゃいけないという目線がどうも欠けてたというのを途中でちょっと気がついてですね、そういう立ち位置に立って確認してみようというふうに思いましたね。

司会者

4 番の方はお医者さんが証人に出てこられましたか、一般的な話として出てこられたんですか。

4 番

そうですね。お医者さんが話をされたのは2人いらっしゃったかと思いで、まず揺さぶりというものが一般的にどういうものかという方、あともう1人は御遺体の解剖をされたお医者さんがいらっしゃいまして、あとは揺さぶりのメカニズムを研究されてる科学者の、大学の先生で、3名だったと

思っています。

司会者

そこは趣旨ははっきりしてたということですかね。

4 番

それはもう。はい。

司会者

被告人質問，証人尋問，それぞれ御意見を伺いました。検察庁，なかなか鋭い御批判がありましたけど，いかがですか。追加の質問も含めて，御感想でもよろしいですけど。

石川検察官

ビデオリンクのお話はなかなか悩ましいところだなと思って聞いてました。やはり被害者の方は法廷には出たくないという思いもあって，それを尊重はするんですけど，やはり別室でというところで，おっしゃったような感想を持たれるということはあるんだなと。あと，やはり検察官としてもできるだけ鮮明に伝える工夫というのは必要なんだなということ是非常に感じました。あとは，お医者さんの件が出てましたけども，これは検察官の方から行為の危険性についてお医者さんに話してもらいますといった説明は一応あったということでもよろしいのでしょうか。

5 番

なかった気がしますね。ただ証人としてこの人が来てますという話で，最後の最後に，ああ，そうなんだというふうに，その行為の危険性を言われてるんだというのに気づいたんで。診た人かなと思ってましたね，最初から。

1 番

誰もがみんなそう思って評議室から出て行って聞いているんで，最後に，みんなが，えっ，となったのがすごく記憶に残ってますね。

司会者

そこはちょっと位置づけの説明が不十分だったんですね。

石川検察官

そうですね。最初のところとも重なりますけど、やはりこの証拠でどういうことを説明するのかということ、きちんと冒頭陳述でも言うし、証拠調べのときにもきちんと説明するということが必要なんだなということは非常に参考になりました。

司会者

弁護人の方からは何かありますか。

山本弁護士

特にございません。

司会者

分かりました。では、いよいよ最後になりますけれども、一番最後の段階で、検察官の論告、弁護人の弁論が出てきたと思います。いろんなことをここでまとめて言うものですから、皆さんも議論を進めてきた上で最後聞く立場だったと思います。事件に争いのあるものもないものも両方あったと思いますけれども、お聞きになっていかがだったか。3番の方から、ただ反省と言ってるんだけどこれはどうなのかというような話も出てきてはいましたけれども、その後すぐ皆さんで評議に入ったわけですが、その評議につながる意味で非常に有効だったのか、若しくはこういうところにもっと重点を置いてほしかったのか、ばらばらで分かりづらかったのか、いろいろあると思いますけれども、いかがでしょうか。では、1番の方からよろしいですかね。最後の検察官の論告と弁護人の弁論、もういよいよ最後、評議に入る前にお聞きになったと思うんですけど、どうでしたか。

1番

特に最後の印象は、私はいらないですね。何か被告人が泣いて話を急にされ始めて、自分の人生の留学とか何で今こうしてるのかとか、そこを帰

ってから、弁護人が何かアシストして、こういうことを言うと情状酌量できるんだよとか言ってるのかなとか、裏づけがあって、今まですうっとしてた被告人が急にそんなに泣いたりとかするのって、その涙も本当なのか、大人の涙が、成人男性として、こういうことをしてしまった事件の中で、打合せがあってああいうことを言ってるのか、揺さぶられた方が私もいいのかとは思いました。

司会者

そこに行ってしまうって、その前の検察官と弁護人の論告弁論は、申し訳ないけど、あまり頭には残らなかったという感じなんですかね。

1 番

あんまり記憶に残っていないのが事実ですね、私は。

司会者

内容はともかく、評議の場ではやっぱり論告と弁論を前に置いて議論をされたということはあるんですか。

1 番

評議室では、何かその分時を毎回みんなで振り返ってたというイメージが私は結構強いんですよね。先にここにいたんだっけとか、先に乳輪を触ったんだっけとか、あれっ、じゃあ前はどうしてたんだっけとかというのを毎回みんなで、みんなのメモをひっくり返して探したりとかしていて、その時間がすごく私は長かったなと思うんですけど。

司会者

時系列を追ってる時間が長かったんですか。

1 番

そうですね。

司会者

検察官の主張と弁護人の主張を戦わせるというよりはという。

1 番

そうです。両方が言っていないことがあるので、これがあつたんじゃないのとかって誰かが一言言うと、それはこっちだったんじゃないのみたいのが順番になってしまつて。

司会者

最後、皆さんの議論の本当に大きなよすがにするために、検察官の論告と弁護人の弁論をしてるんですが、なかなかという御意見からいただきましたけれども。2番の方もそんなことがあれば遠慮なくおっしゃっていただいて。印象に残った点、後でどんな役に立ったのか、若しくはあまりそうでもなかったのかという点。

2 番

実はあまりよく覚えてないんです。半年経ってしまつてですね、あんまり記憶にないという感じなんです。ただ、争点になってるところを、一番初めに検察側が主張したところと同じようなことを言っていたというふうにそのときは感じました。先ほど言ったように、一番のポイントは主犯格と同じぐらいの罪の重さがあるのか、そうじゃなくて従属犯として、それぐらい軽いというか、そういったことがポイントだと思ったんですけど。検察側の主張としては、一番初めから同じぐらいなんだよ、この人はそれぐらい悪いことをやったんだよという、そういうことを言ってるんだなという、そういう認識だったと思うんですけど。

司会者

3番の方はいかがでしたか。最後に検察官が求刑までして、その後、弁護人が弁論もして弁護人の意見を言ってると思うんですけど。

3 番

最初の冒頭陳述から始めて、それから証人調べも自分で被告人に対して質問したり確認して行って、最終的なところでは整合性がとれてるからという

ところに力点を置いて最終弁論を聞いたんですけど、そこは矛盾がないなということですから、そこは淡々と聞いていました。

司会者

4番の方はいかがですか。刑を決める上で、いろんなことを言ってきたと思うんですけども。

4番

論告も弁論も分かりやすいものでした。ただ、呼んでいただいた証人の方の話もあったせいで、論告の方はちょっと説得力を欠いてしまったなというところがありました。弁論の方に関しては説得力あったと思っていますが、ちょっと不思議なことをそのときにおっしゃったんですね。弁護する上で、奥さんの浮気もちょっと原因にありますというようなことがそこでぽんと出てきたような気がして、それっていつそんなこと言ったっけ、最後に何かぽんと出されても、はあ、そうですかと、今さら質問もできないしどうすればというようなことがありましたが、そこまでの説得力は十分あったと思います。それを除けば普通に説得力のある話だと思いました。

司会者

5番の方はいかがでしたか。

5番

私も正直、あまり内容をはっきりとは覚えてないんですけど。ただ、この弁論と論告ですか。内容も同じ順番で言ってくれればよかったんですけど、順番が違って、言ってる内容もちょっとずつずれてたような気がして、あんまり、もう何かその前の日までに聞いてた内容で自分の中では何となくもう内容が見えてきちゃってたんで、何かそこから入ってくることはなかったような気がしますね。やはり先ほど1番の方が言われてたように、最終陳述の方の印象の方が強くなっちゃってですね、評議に行く前に被告人の言っていることの方が評議の方に何か印象づけたのかなと私は思いました。

司会者

最終陳述のパワーがすごかったということなんですかね。

5 番

やはり何か本人が反省してるように見えなかったというのが一番強かったように私は思いました。

司会者

6 番の方はいかがでしたかね。

6 番

まず検察側の論告は、あまり説得力を感じなくて、こういう証拠があつて、こういう証拠があつてというのを積み上げられるんですけど、でも、それって証拠なのとか、それって証明されてないですよねというのが結構あったように記憶してるんですね。なので何かすごく、曖昧な感じで終わってしまったかなという印象がありました。だからあんまり説得力がないというふうには感じました。弁護人の方の主張は、もうひたすら情に訴えるような感じなので、どっちの話聞いてても何か釈然としないとかははっきりしないとか、あまり確定的なものが自分の中では感じられなくて、何か最後、私は最終的には弁護人の方のお話がちょっと心に響いたというところがあるので、そういうのが少し影響したのかなというところと、そうは言っても、検察側の言ってること、ここが証明されてないよねというようなこともあったんですけど、それをやっけることは事実で本人も認めてるというのもあったので、そこら辺で結局はその量刑に関する事とあるので、その両方の主張を聞いて、これだけで量刑決めるのって結構大変だなというのが率直な感想でした。ある程度こういうときにはこうという何かグラフもを見せていただいて、それで大体こんな感じかなというので決めてはいったんですけども、何か結構もやもやした感じは残りました。

司会者

検察官の論告で、6番の方は7月に御経験されてるので2か月ぐらいですかね。

6番

はい。

司会者

ここがちょっと証明されてないんじゃないかと思われたところというのは、今見てどんな部分だったんですか。

6番

たしかスーパーに買い物に行ってるんですけども、その時間の時系列を追ってたところが、ちょっとはっきり内容を覚えてないですけど、いや、でもそれってどうなのかなというのをすごく感じたのと、あと最初の第1事件の方で、もう覚せい剤は渡ってしまっていて、残ってるものから推察してこのくらいというような言われてるんですけど、でもそれって証明しようがないので、その1. 何キロとかだったと思うんですけども、それをここに入れるのって何か乱暴なんじゃないかなというのはすごく思って。全く証明されてなくて多分こうだろうという重さを、何というんですかね、量刑に入れていくというのはすごく乱暴な感じがしました。

司会者

弁護人の方で心に響いたというところは、具体的に言うとどんなことですか。こういう御指摘がたまにあると皆すごく励みになると思いますので。

6番

弁護人の方がすごく誠実な方という印象を受けたんですね。

司会者

先ほどちょっと淡々とされてるというお話もありましたが。

6番

最初は何か緊張されてるのかなと思ってたんですけども、裁判長にちらっ

と言われて自分が確認したというのもあったんですけど、まず法廷に入って、我々が入っていくじゃないですか。頭を下げるじゃないですか。誰よりも長く、一番最後まで頭を下げられてるんですよ、きちっと。全員が法壇に上がってから最後に頭を上げるってところがあったり、他の立ち居振る舞いとかを見てても、すごく誠実そうな感じを受けて、だんだん、最後の弁論ですかね、そのときにはすごく感情も豊かに話をされていて、話されてる内容を信じたわけではないというか、それが事実かどうかは分からないんですけど、でも何か響くような感じはしました。そうなんだろうなあというのは。

司会者

証拠から逸脱してるようなことはあまりなかったということですかね。

6番

なかったですね。もう証明しようもないところで、例えば親の愛情を受けて育ってるとか、そういうのってどうしようもないですよ。調べようもないですし。本人反省してるとかって言われても、言葉も通じないし、我々もニュアンスも分からないし、本人が言ってるのも全く分からないので、そういうのがあったからこそ余計にその弁護人の方のお話に頼るしかなかったというのもあるんですけど、それはすごく響いたなと思いました。立ち居振る舞いもすごく誠実な感じを受けました。

司会者

7番の方は、特に少年の方をどう判断していいのかと最初におっしゃっておられましたけれども、検察官の論告、特に少年であるとの主張ですから弁護人の弁論が大きいのかもしれませんけれども、結構グラフなどを使ってされてたようですが、どう思われましたか。

7番

検察官の論告メモの方は、しっかりとグラム数もどのぐらい持ち込んだよみたいな感じで細かく書いてあって、すごく分かりやすかったと記憶に残っ

てます。弁護士さんの方は、そんな量は関係ないんだよみたいな感じで、量はあんまり取り上げてなかったと思います。検察官の方は日本に持ち込んだ量を重要視してるというか、それでどのぐらいの罪になるかみたいな感じでお話をされてたんですけど、弁護人の方は、そこはあんまり強くお話しされてないというか、情状酌量の方を、お母さんの話をしたり、家庭環境があまり思わしくないみたいな感じでお話をされていて、私的には検察官の方の話を聞いた印象の方が自分の中にすっと入ってくるというか、分かりやすかったという感じでした。やっぱりいけないものなので、こうやってちゃんと量で見せてもらった方が分かりやすかったです、私としては。

司会者

最初弁護人の態度についてちょっとどうかなということもおっしゃっておられましたけど、弁論も含めて、被告人質問も含めて、全体的に弁護人のことで気になったことがあったら教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしたか。

7番

最初だけそういう、ちょっと歩いてみたいな感じだったんですけど、その後は自席で立ってお話しされてたんですけど、ちょっと見た感じ怖いなというか、ちょっと怒ってる、怒り気味なのかなみたいな印象はあります。ちょっと声を大きくしてみたりとか。どきっとするような感じも受けたりなんかしました。

司会者

皆さんから見ててという感じですね。

7番

そうですね。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では最後、8番の方、最後の検察

官と弁護人の論告，弁論という紙が出てきたし，話もあったと思いますけれども，どうでしたでしょうか。

8 番

検察側，弁護側，それから被告人の話聞いた後，別室に戻ってみんなで審議したんですけども，検察側の求刑が13年，弁護側は7年なんですよ。それを見て，随分軽いなという印象は正直持ってます。ただ，裁判官から，これについてはどうですか，これについてはどうですかというのを類似事件として質問されると，感情じゃなくて事実として捉えていく必要があるんだなというのは正直受けましたね。それはすごくいい勉強になりました。

司会者

弁護側の方が，例えば皆さんから見て軽い刑としたときに，なぜ軽いのかということについて弁護人からお話はありましたか。

8 番

ありました。私の理解が正しければ，大阪，京都の事件については賠償金をお支払いしてますよと，だからそこでケアは終わってますよねという，そういう感じでしたね。残ってるのは東京の事件で，事実これ東京事件なんですけど，そんなもんじゃないだろうと，金払ったら終わりってことはないんじゃないのと。京都の事件の被害者から手紙がありまして，それは弁護人が読んだんですが，お金を受け取りましたと，ただし，あなたの罪は一生許しませんという，そういうふうに結んでありましたよね。

司会者

それなのに，ただお金を払ったら終わりだろうというふうに受け止められかねないような弁護人の弁論だったんですかね。

8 番

まあそうですね。

司会者

分かりました。ありがとうございました。検察官，弁護士からそれぞれ何か御意見はありますか。

石川検察官

非常に参考になりました。きちんと証拠の位置づけを説明しないと，それが最終的に論告のすつと頭に入るかどうかというところにも跳ね返ってくるんだなということで，その辺りは今後また気をつけて冒頭陳述から証拠調べ，論告まで皆さんにスムーズに意見を受け入れていただけるように，検察官の主張を理解していただけるように，まだまだ研鑽を積んでいかなければいけないなということを改めて感じました。以上です。

司会者

では，弁護士会はいかがでしょう。

山本弁護士

唐突に話が出てきたというようなお話もありまして，やはりこういう証拠があるからこういうことなんだというようなことがないと説得力がないのかなという印象を持ちました。心配していた立ち居振る舞いについても，誠実そうな印象とか，弁論以外のところでも見られていることを肝に銘じて会員に伝えたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。今日は分かりやすい審理を目指してというところに関してたくさん御意見をいただきました。刑事裁判に携わる者全体として改めてちゃんとやらなきゃいけないなという思いを新たにしたいと思います。本当に今日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。

それでは，報道機関の方からも御質問があると聞いております。どうぞお願いします。

甲社A記者

甲社のAと申します。本日は質問の機会をいただきましてありがとうございます

います。よろしく願いいたします。まず一つ目なんですけれども、皆さん審理の期間はそれぞれ違うと思いますけれども、裁判員として参加されていた期間に、お仕事とか家庭の生活ですとかそういったところで、何か困ったことだったり負担になったことだったりとか、体調面とかも含めですね、もしそういったことがあれば、感想といいますか、教えていただければと思います。

司会者

何か困ったこと、体調面でお困りのことがあればということではありますが。どうぞ遠慮なくおっしゃってください。もちろんプライバシーに関わるということがあれば結構ですけれども、今後のために参考にもなりますし、よろしく願いします。

6 番

スケジュールについて。

甲社A記者

とかも含め、体調だったりお仕事を休まれることに対する面だったり、疲れたという意見もありますし、お子さんがいらっしゃったりとか、そういったこともあるかと思いますので、そういった点で教えていただければと思います。

司会者

じゃ、6 番の方どうぞ。

6 番

裁判員候補者としてまず呼ばれて、そこで事前にスケジュールはもらっていて、その日選ばれたら翌々日から何日間というふうにスケジュールがなっていたんですけども、選ばれるか選ばれないか分からないので、選ばれたことを想定して、その間の仕事を全部空けておかなければいけないと。その調整は自分で調整がしやすい仕事をしているので全然問題なかったんですけど

も、いざ選ばれなかったらどうだったんだろうと考えると、そこが3日間とかぼっかりスケジュールが空いてしまうわけですね。それは何か仕事しててすごくもったいないというか、無駄な時間になっちゃうなというのは感じてました。幸いなことに選ばれたのでスケジュールどおり進んではいったんですけども、もし選ばれなかったらあの期間何してたんだろうなというのは、もちろん仕事を埋められますけど、翌日の予定とかってそんなに簡単にはというところですかね。

司会者

他の方はいかがでしょうか。どうぞ、5番の方。

5番

私もやはり会社の上司に説明するのが非常に、裁判員の候補に選ばれて行くことになりましたというときに、まず有休にするのかあれにするのかという話を上司に相談して、まだうちの会社ではそういう前例がなかったので、スケジュールリングという話で言うと、もしかして選ばれたら3日間なり4日間休むことになりますというふうに上司に伝えるのに大変な感じだったというか、説明のしようが難しかったですね。

司会者

では、次の質問。

甲社A記者

裁判員を終えられた後で、今日のこの会もそういった場の一つではあると思うんですけども、経験者の方が意見交換をされたり、何かその後の悩みを共有したりとかする場、実際にそういった民間の団体とかも幾つかあるんですけども、実際にそういったところに参加されたことがあったり、若しくは参加したいと思ったことがあったり、若しくはそういった情報がどれぐらい、経験者の方にあるということがどれぐらい情報が入ってきているのかなというのを知りたいと思ってまして、実際の団体名とかは伏せていただい

でも構いませんので、教えていただければと思います。あります、ないです
というようなことで答えていただければと思います。

司会者

皆さんの中でそういう団体に、今までに参加されたことがある方はいらっ
しゃいますか。

(挙手なし)

さっき御紹介もあったんですけども、民間でそういう団体があるというふ
うに聞いてますが、その団体の情報自体を聞いたことがあるという方はいら
っしゃいますか。

(挙手なし)

これは裁判所と関わりなく経験者の方が作ってる団体で、時々雑誌や新聞
に出ている団体ということですよ。

甲社A記者

そうですね。

司会者

あとは、こういう場も含めて何か語り合う場、経験を共有される場があれ
ば望ましいなという、若しくはその関係で何か御意見がある方がいらっしゃ
れば、いかがですか。こんな感じでよろしいですかね。

甲社A記者

はい。

司会者

どうぞ、7番の方。

7番

ちょっとそれは考えたことがなかったです。

司会者

他の方はいかがですか。どうぞ。

4 番

裁判所，裁判官の方がこういう会を開いていただくのはいいと思います。理想的だと思っています。裁判員制度というものが広く浅く人を集めてしまう手前，適性がある者かどうか分からない状態で呼ばれています。そうではないかもしれない人がやってる会とかに参加しても，何を言えるんだろうなというところがあります。ある程度裁判官の人が裁判員の人から意見をこうやって吸収していただくような場の方がまとまるんじゃないかなと。今日も拙いセリフをまとめてくれているように思うので，ある程度経験がある役職の方がやられる会の方がいいかなと。民間の団体というのが，全く情報を集めたこともないんですけども，それは結構あるんですね。

司会者

そうですね。一つしか聞いたことないですけど。他の方はいかがですか。

6 番

自分の経験が生かせる場が，必要とされている場があるのであれば，そこには積極的に参加したいなと思うんですが，自分自身が実際に経験してみて，他の経験者の方のお話とかそういうようなものを聞きたいとか必要としてるかというところ，私自身は特にそういうニーズはないなと思ってます。もしお役に立てることがあるのであれば，すごくいい制度だと私自身も思ってますし，終わってから家族にもいろいろ話をしましたし，家族でも裁判員制度のことに関してすごく深く話をしたので，伝えることができる場があれば，何か役に立てることがあるんじゃないかなというふうには思ってます。

司会者

どうぞ，2 番の方。

2 番

私にとって裁判というのはすごく非日常的な感じで，初めに1年間で登録されたときですね，困ったなと思ったんです，正直。嫌だなというのがあっ

て、選任手続に来てくださいと言われて、困る以上にもっと困ったなと思ったもんですから。実際にやってみて、非常にいい経験になったというふうに思っていて、今まで自分が知らなかった向こう側の世界というか、そこに触れる機会ってないんですよね。けどその中で人が人を裁くという行為が実際に行われていて、どういうふうにその人が裁きを受けていくかというプロセスを垣間見ることができたという意味では、非常にいい経験だったと思います。多分私と同じように登録されても嫌だと思ってる人がたくさんいると思うんですよ。だからそういう人に、そうじゃないよと、そういう側面だけで見るんじゃないくて、こういうこともあるよみたいなところを伝える機会があるのであれば、伝えていくということは大変重要なことだなと。そういう伝える場というの。私は裁判が終わった後に、この意見交換会に参加しますかと言われて、まあいい経験だったと思って、そういう機会があればということと丸を付けたんですけども、そういう思いがありますね。

司会者

どうぞ、1番の方。

1番

私も選任されたときもすごく嫌だという不快感と、非日常に関わりたくないの、来るのにすごく嫌々でしたし、いざ番号が出たら出たで、もっと嫌になったし、いざこっこの部屋に実際に上がってきても、もっと嫌になったし、何で私なんだろうという、その一言に尽きる。子供もいるし、夜勤もやらなきゃいけないし、30代なんですけど、日常を送るので精いっぱいだと思ってたんで、人のけんかをやってる場合じゃないという思いや関わりたくないというのが本音でした。いざやってみたら、裁判員の方の中ですごく深い話をするじゃないですか。その中ですごく仲よくなって、一緒にランチ行きながら、この辺観光したりとかして、裁判と関係のないところでも何か他職種の人と関われる、ディスカッションできるというのはすごくいい経験だ

ったなと最後になってみれば思うんですけど。職場に帰ってからも、うやむやになってた有休を使っていいのか、私の公休を削って使われるのか。私も職場で1人目だったんですけど、どういうふうにプロセスとして流れていつて私になったのかとか、守秘義務はどの辺まであるのかというのを、私の裁判長から聞いたことでぱぱっとパワーポイントで作って、一応職場には提出して。裁判員、かなり嫌だったんですけど、実際に経験としては、あってもよかったのかなと。やりたいとは今も思ってないですけど、プラスなのかなというふうには捉えてました。一緒に裁判員をした人と連絡先を交換して、時々この人はこうだねとかというのとかをできるんで、結構打ち解けられたのもあるし、よかったんですかね。大人が、職場以外でみんな家庭持ってる人と連絡先を換えて、こういう場はないじゃないですか。すごくまれな状況だし、何万人の中から選ばれてるわけで、不思議な縁があっけいまだに続いでるんだと思います。

司会者

はい、どうぞ。

乙社B記者

今に関連して、1番の方と2番の方はまさにすごく来る前は不安で嫌だったとおっしゃってて、そのときに、何か話を聞ければなとか、相談とか経験者の話を聞けたらなとか、そういう場があったらよかったなというのは振り返って思いますか。

1番

抽選に来ること自体も嫌々だったし、それを職場に伝えたところで職場も、「じゃあ、内緒で行って来てね、内緒で」みたいな状況だったし。今では笑い話なんですけど、何で私だけこんな思いしなきゃいけないんだろうと思って。やりたくないのが本音なのに、何で内緒でそんな、人に「すみません、お先に失礼します」、「大丈夫、お子さん？」みたいな声かけいただきながら、

「すいません、すいません」と言いながら早退する状況はすごく嫌でした。あと守秘義務がどこまであるのかというのも、初めて選任されて上に上がってきて、裁判長から全部言っているんだよみたいな感じで軽く言われて、ええっと思ったと思うんですけども、皆さん。

乙社B記者

そういうのが何か相談できる場とかがあればよかったとか。

1番

私はあったとしても行かなかったと思います。それぐらい嫌だったし、そんな時間を作ることに對してすごく不快だった記憶しかないんですよ。紙が来たときに、何かこう、これは言って大丈夫、これに来ることにもう少し何か一筆あったら、と思って。選任手続の中でさらに選ばれてピラミッド状に選ばれていくんだというのをもう少しスムーズに教えていただければ不安なく来れたのかなと思うし、隠して「すいません、すいません」と頭下げなくてもよかったのかなと思ってます。

司会者

ありがとうございます。

2番

一番初め裁判員の候補というか登録されたときにですね、たしか冊子とDVDか何かがかくついたのが送られてきたんですね。全然よく分からなかったんで、とりあえず冊子を全部見て軽い犯罪を裁判するのかなというふうに思ってたんですけど、そうじゃなくて結構重たいのも扱うというので余計嫌になってしまってますね。それ以上に、自分が誰に聞いても教えてくれる人はきつといないだろうというふうにも思ってたんで、ひたすら1年間とにかく無事で選ばれないようにというふうに思ってたら、12月初めぐらいにあの手紙が来ちゃって、ああ、選任された、選任手続行かなきゃいけないんだというので1人ががっかりしたということです。とにかく聞く人がいないだ

ろうなというふうに、そう思っていました。だからとにかく送られてきた資料でどんなことなのかというのを把握するだけというような感じでした。

乙社B記者

ありがとうございます。

司会者

どうぞ。

8番

今話を聞いてて、ああ、そうなんだと。私の場合はもう70歳以上で辞退もできますよという連絡を受けて、逆に、裁判所というのはどういう仕組みなのか全然分からなかったし、法学部出てるわけじゃないですから、知りたいなというのが真っ先にまずありましたね。ですから行って選ばれたというのは非常にラッキーだったし、それから今度裁判を通じて、こういう事件の見方をするのかとか、犯罪というのはこうなんだなというのが分かったという意味ではすごく、それは皆さん参考になったと思うんですけど。だから、先日でしたっけ、辞退率が60を超えて悪くなったと。残念だなと思ってます。特に若い人がこういうことを経験することによって、犯罪って一体どんなものなのか、どういうふうに裁かれるのかというのが分かる、とてもいい勉強の機会なのになというふうに、ちょっと辞退が増えたのは残念でしたね。

司会者

よろしいですかね、皆さん。では次の質問をどうぞ。

甲社A記者

三つめに辞退率のことをお伺いしようと思っていたので、ちょうど話がそういう感じで流れてありがとうございます。皆さんおっしゃってましたように、辞退率が、制度が始まったときに53%ぐらいだったものが今64%を超えて、10%以上上がってるという状態があるんです。実際に皆さんは辞

退をされずに来られてるわけですから、伺うのも変な感じかもしれませんが、その背景だったり何かこういうふうにやればもっと制度のことが広く知られるんじゃないかとか、そういった御意見があれば教えてください。

司会者

2番の方，どうぞ。

2番

辞退できる理由というのが書いてあるんですよね。あれ見たらほとんど辞退できないなというふうに思ったので。私，実は住民票は東京にあるんですけど単身赴任で平日は茨城にいるんで，今日も茨城から来たんですけど，それを辞退の理由にしようかなと思ったんですけど，辞退の理由を見たら該当するものがないんですよね。なので，多分これは何を書いてもきっと辞退はできないんだらうなと諦めて，辞退の理由がないというふうに思ってそれを出したということです。

司会者

ちゃんと読んでいけば辞退できるわけじゃないかという話なのかもしれませんがね。どうでしょうか，他の方は，何か想像つくところはありますか。もちろんスケジュールがなかなか立てづらいことから業務が大変になるんじゃないかというところが，一つ6番の方の話からも分かるかなという感じはありますけれども。皆さんは実際に来られた方なのでこのぐらいにしておきましょうかね。

甲社A記者，乙社B記者

ありがとうございました。

司会者

長い時間でしたが，本当にどうもありがとうございました。大変勉強になりました。改めてお礼申し上げます。本当に今日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上